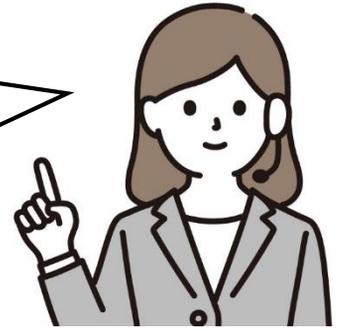


空き店舗の有効活用を図り、
創業される方を応援します！



佐久市 令和6年度リニューアル

空き店舗対策事業補助金

対象経費	補助金の額	
空き店舗等の 改修に 要する経費	市内在住者	対象経費の3分の1以内とし、 70万円を限度とする。
	市外在住者	対象経費の3分の1以内とし、 30万円を限度とする。
空き店舗等の 賃借に 要する経費 ※最長3年間交付	市内在住者	対象経費の30%以内とし、 1か月当たり3万円を限度とする。
	市外在住者	対象経費の30%以内とし、 1か月当たり2万円を限度とする。



リニューアルポイント

- ①市内に本社又は本店を有する、または住所を有するかどうかの区分を設けました
- ②改修に要する経費の補助率を引き上げました
- ③これまでの交付実績から、改修費補助の上限額を変更しました

このほか

- ①過去（5年以上前）に本申請を受けた方が、当該店舗のほか、さらに新規に开店しようとした場合、補助金の申請ができるようになります
- ②申請のしかたや様式を変更し、事務の軽減を図ります

● ○ お問い合わせ先 ○ ●

〒385-8501 佐久市中込3056

佐久市役所 商工振興課 商業振興・雇用係

☎：0267-62-3265 e-mail:syoko@city.saku.nagano.jp



佐久市空き店舗事業対策補助金 申請 簡易チェック

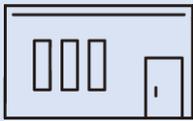
すべてに該当する場合は空き店舗補助金の補助対象者となる可能性があります！

- 佐久市空き店舗情報に登録がある店舗を賃貸する予定である
- 継続して事業を運営する意欲があり、昼間の営業を予定している
- 出店について、地元商店街又は商工団体と連携をしている
- 別店舗からの移転ではない
- フランチャイズ方式などの画一的な営業ではない
- 小売業、飲食サービス業などである

佐久市空き店舗事業対策補助金 活用 簡易手順

制度を上手に活用して商業環境の向上を図りましょう！

建物所有者様向け
～店舗の登録～



空き店舗を
誰かに使ってもらいたいな…

3ステップ

- 1 市HPから登録申込書をダウンロード
- 2 登録申込書の作成・提出
- 3 物件登録の確認

空き店舗のPRとなる



新規事業者様向け
～補助金の申請～



店舗を構えて
事業を始めてみたいな…

5ステップ

- 1 市HPの空き店舗情報から物件を探す
- 2 交付申請書の作成・提出
- 3 交付決定
- 4 賃貸借契約の締結・改修工事の開始
- 5 完了報告・概算払請求書の提出

創業資金の補助となる



注意事項：上記の内容は要綱等から一部を抜粋した簡易版です。制度の利用を検討される場合は、余裕をもって佐久市役所商工振興課までご連絡ください。

● ○ お問い合わせ先 ○ ●

〒385-8501 佐久市中込3056

佐久市役所 商工振興課 商業振興・雇用係

☎：0267-62-3265 e-mail:syoko@city.saku.nagano.jp

